

第8期第1回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月22日(月) 午後3時08分から午後5時03分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	△	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	△	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

- 第1 選挙第1号 むかわ町農業委員会会長の互選に関する件
- 第2 選挙第2号 むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件
- 第3 議席の決定に関する件
- 第4 地区委員会委員の指名に関する件
- 第5 地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件
- 第6 特別委員会の設置に関する件
- 第7 特別委員会の委員の定数に関する件
- 第8 特別委員会の委員の指名に関する件
- 第9 特別委員会委員長及び副委員長の互選に関する件
- 第10 議事録署名委員の指名
- 第11 会期の決定
- 第12 報告第1号 人事異動の発令に関する件
- 第13 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第14 報告第3号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件
- 第15 報告第4号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第16 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第17 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件

第18 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第19 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定に関する件

第20 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人
穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

7. 会議の概要

事務局長

只今より、第8期第1回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員につきましては25名でございます。欠席委員は、8番・松並委員、14番・田代委員の2名でございます。皆様が着席されているのは仮議席でありまして後ほど議席の指定の抽選を行います。
また、今回は委員の任期満了による任命後の最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき町長からの召集でございます。
総会の開会にあたりまして、成田副町長からご挨拶を頂きたいと思っております。

副町長

ご紹介いただきました副町長の成田でございます。只今事務局から説明がありましたように、農業委員会の新たな任命後に行われます最初の総会につきましては、町長が召集と言うことになってございます。本来であれば、竹中町長が参りましてご挨拶を申し上げるところでございますが、本日から25日まで中央要請のため、上京してございます。出席が叶いませぬので大変恐縮でございますが、代わって私からご挨拶を申し上げさせて頂きたいと思っております。
先ほど、第8期むかわ町農業委員27名の皆様に3年間の任命の辞令を交付させて頂きました。皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、推薦、応募のあった方から町長が議会の同意を得て任命することとしておりまして、6月の町議会におきまして、満場一致で承認を得たところでございます。
今期は、新たに10名の農業委員が就任され、継続して地域からの推薦を頂いた17名の皆様におかれましても、新たな3年の任期のスタートとなっております。どうぞ皆様方には、本町の農業発展のために、より一層、重要な役割を担って頂くこととなりますので、よろしくお祈りを申し上げます。
さて、昨今の農業情勢については、皆様ご承知のとおりでございますが、円安などの影響から農業や地域社会を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。特に燃料や飼料、肥料などの生産資材価格は高止まりを続けておりまして、農業経営は非常に厳しい状況にあります。町としましても可能な限り支援を図っていきたく考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお祈りを申し上げます。
また、水田活用の直接支払交付金に関しまして、農業委員会では、昨年、特別委員会を設置されたということで、当面の課題解決に向けた協議を行った旨の報告を受けているところでもございます。

副 町 長 令和9年4月からは、過去5年間で水張りのない地目・田に関しまして、交付金が対象外となり、直接、生産者の皆様に大きな影響を及ぼすことが予想されているため、町も水田農業緊急対策交付金の予算を5年度から計上して対応を図っているところでございます。

この問題に関しましては、今後の農地の売買や賃貸にも影響があるものと思います。引き続き、農業委員皆様のお力添えを頂き、農地等の利用の最適化として、農地の確保・有効利用、新規就農を含めた担い手の育成などの課題に対しまして役割は、大変大きなものであると考えているところでございます。

このような状況ではございますが、改めて、皆様方の、より一層のご尽力を切にお願いを申し上げます。

結びになりますが、むかわ町農業委員会の益々のご隆盛と、委員並びにご家族皆様のご健勝と、これから秋に向けて災害がなく皆様と共に、豊穰の秋を迎えられますよう、ご記念を申し上げまして、第8期第1回むかわ町農業委員会総会の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ3年間よろしくお願い申し上げます。

事 務 局 長 ありがとうございます。ここで、委員の皆さまと事務局職員の自己紹介をさせていただきたいと思っております。自己紹介の順番につきましては、先に農業委員の皆様からお願いしたいと思います。仮議席番号の高い27番・藤江委員から順に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員(◎全員) ー 委員自己紹介終了 ー

事 務 局 長 ありがとうございます。次に事務局の自己紹介をいたします。

事務局全員 ー 事務局自己紹介終了 ー

事 務 局 長 以上で自己紹介を終了いたします。
続きまして、副町長が座長になり進行して参りたいと思っておりますので、副町長よろしくお願いたします。

座 長 それでは、ここで議長を選出することといたします。地方自治法第107条に準じまして、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと存じます。よろしいですか。

◎ (異議なし)

座 長 それでは、藤江政利委員を臨時の議長として指名しますのでよろしくお願いいたします。

事 務 局 長 副町長は、この後、公務のため、ここで退席させていただきます。

副 町 長 それでは、どうぞよろしくお願いたします。

ー 町長 退席 ー

臨時議長 副町長から臨時の議長に指名されました。会長が決定するまで、臨時の議長を努めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。日程第1 選挙第1号「むかわ町農業委員会会長の互選に関する件」を議題といたします。事務局から選挙の方法について説明願います。

事務局長 選挙第1号 むかわ町農業委員会会長の互選に関する件についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定では、会長は委員が互選した者をもって充てることとされております。なお、地方自治法第118条第2項を準用すると、委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができることとなっております。

この場合、同法第3項では、指名された方を当選人と定めるべきかは、会議において当選の決定をすることと規定されております。以上、互選について選挙を行うか、指名推薦により決定するか、二通りの方法によることとなりますので、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

臨時議長 事務局の説明が終わりました。

お諮りします。会長の互選について、投票による選挙または指名推薦による方法のどちらがよろしいかお諮りします。

辻委員 会長の互選については、指名推薦による方法がよろしいかと思えます。

会長として推薦する者は、選考委員会を設置して、その中で指名推薦を選出することをお願いしたいと存じます。

臨時議長 只今、辻委員から提案がありましたが、ほかにありませんか。

◎ (ありません)

臨時議長 ほかにないようなので選考委員会を設置し、指名推薦による方法としてよろしいでしょうか。

◎ (異議なし)

臨時議長 異議なしと認め、選考委員の数と指名について、お諮りします。

清瀬委員 選考委員の人数は、川西地区2名、川東地区2名、穂別地区3名の7名として、選考委員の指名は議長に一任したいと思います。

臨時議長 ただいま、清瀬委員から、選考委員は、川西地区2名、川東地区2名、穂別地区3名の7名とし、指名は議長に一任するという提案がございました。これにご異議はありますか。

◎ (異議なし)

臨時議長

異議なしと認めます。それでは選考委員は、次の方々を指名いたします。

24番・貞廣委員、23番・伊藤委員、22番・中澤委員、21番・森山委員、20番・藤岡委員、19番・清野委員、17番・毛利委員。

選考委員の皆さんは、別室で会長として指名推薦する者を選考してください。なお、選考委員長は選考委員の中から互選により選出をお願いします。

会議は、しばらく休憩します。再開は、15時40分からとします。(15時29分)

－ 休 憩 (会長の指名推薦選考委員会) －

臨時議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(15時40分)

選考委員会で委員長になられた方から指名推薦する者を公表してください。

選考委員長

選考委員会委員長の清野です。只今、別室で慎重に審議した結果、全員の満場一致で佐々木保成委員を会長として推薦することとなりました。委員の皆様の同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

臨時議長

ただ今、選考委員長から報告がありましたが、佐々木保成委員を会長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(異議なし)

臨時議長

異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、佐々木保成委員をむかわ町農業委員会会長の当選人として決定いたします。なお、会長は、一般社団法人北海道農業会議の会員として選任されますのでご了承願います。

会長が決定しましたので、議長を交代します。ここまでの進行について皆さんのご協力心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

事務局長

臨時議長を務めていただきました藤江委員、ありがとうございました。

それでは、日程第2 選挙第2号に入る前に、ここで会長就任のご挨拶を頂きたいと思っております。佐々木会長、よろしくお願いいたします。

会 長

先ほど選考委員の方々により、ご指名を頂いた佐々木です。今期、7期目に入りますが、まだまだ農業委員会活動の中身については、完全には把握しておりませんので、これから皆様と共に研修等を受けながら前に進みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今期につきましては、来年の春までには、人・農地プランの策定、また畑地化支援の水活の問題等もございますので、それらにつきましても色々な部分で皆様と協力や協議をしていかなければならないと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、体調管理につきましては、皆様十分留意していただいて農作業等に当たっていただきたいと思います。一番健康が大事ですので、肝に銘じて健康診断を受けるなどして農業委員会活動をしていただきたいと思います。簡単ではご

会 長 ございますが就任のご挨拶にとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 長 それでは、佐々木会長に引き続き会議の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、引き続き会議を行います。
日程第2 選挙第2号「むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 長 選挙第2号 むかわ町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件についてご説明いたします。
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定では、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされております。
また、むかわ町農業委員会会議規則第15条第2項では、会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことが出来ると定められております。従いまして、本総会において、あらかじめ会長職務代理者を決定していただくよう提案するものであります。
なお、互選については、先ほどの選挙第1号会長の互選と同様でありますので説明は省略させていただきますがよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
会長職務代理者を本総会で互選することについて、ご異議はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 異議なしと認め、会長職務代理者を本総会で互選することに決定しました。
お諮りします。互選の方法は、会長互選と同様に行うことにご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。従いまして、本総会において会長職務代理者を互選することとし、方法は、選考委員会を設置し、その中で指名推薦することに決定しました。
選考委員会は、選挙第1号で指名された委員にお願いします。選考委員の皆さんは、別室で会長職務代理者として指名推薦する者を選考してください。
会議は、しばらく休憩します。再開は、16時からといたします。(15時46分)

— 休 憩 (会長職務代理者の指名推薦選考委員会) —

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(16時00分)
選考委員会で委員長を務められた清野委員から指名推薦する者を公表してください。

選考委員長 只今、別室で慎重に審議した結果、全員一致で、平島道弘委員を会長職務代理者として推薦することといたします。委員全員の同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 只今、選考委員長から報告がありましたが、平島道弘委員を会長職務代理者の当選人と定めることにご異議はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。全員の同意を得ましたので、平島道弘委員をむかわ町農業委員会会長職務代理者の当選人として決定いたします。
就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長職務代理者 改めましてお疲れ様でございます。今、皆様の同意を頂きまして会長職務代理者ということでご指名を頂きました。先ほど冒頭、副町長また佐々木会長のご挨拶にありましたように、ここ数年の農業情勢の変化に我々は翻弄されながら営農しているわけですが、農業委員会の役割もこの5期の間、年々仕事が増え忙しくなっているイメージです。しかしながら我々の農業の土台である農地につきましては、この農業委員27名、これからの3年間知恵を絞り、これから出てくるであろう難題に対して向かっていかなければならないと思いますし、また職務代理者という肩書ではありますけども、この26名で佐々木会長を支えながら3年間過ごしていけたらと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これからよろしくお願いいたします。
次に、日程第3「議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 議案書の3ページをお開き願います。
議席の決定に関する件でございますが、本案件につきましては、むかわ町農業委員会会議規則第7条の規定で、あらかじめくじで定めることとされておりますが、農業委員会の第1期からの先例によりまして、まず、26番議席を会長職務代理者とし、27番議席を会長とさせていただきます。

次に、1番から25番までの議席につきましては、通算で農業委員当選回数及び選任回数の若い順を基準とし、同数の場合は経験年数、さらには年齢の若い方から順にくじを引いていただきます。従いまして、次に申し上げるグループ毎にくじを引いていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

－ くじ引き用名簿により グループ別氏名発表 －

議 長 事務局の説明が終わりました。
議席の決定については、先例に従って行うこととして、これからそれぞれくじを引いていただきます。
その間会議は、しばらく休憩します。 (16時31分)

－ 休 憩 (くじ引き) －

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (16時44分)
議席が決まりましたので、事務局から報告願います。

事務局長 只今のぐじ引きの結果につきまして、改めて報告させていただきます。
1番・稲田委員、2番・清水委員、3番・小林委員、4番・土屋委員、5番・渋谷委員、6番・柴田委員、7番・内海委員、8番・藤井委員、9番・松並委員、10番・石崎委員、11番・小岸委員、12番・辻委員、13番・中田委員、14番・鈴木委員、15番・田代委員、16番・林委員、17番・清野委員、18番・毛利委員、19番・清野委員、20番・森山委員、21番・中澤委員、22番・藤岡委員、23番・貞廣委員、24番・伊藤委員、25番・藤江委員、26番・平島会長職務代理者、27番・佐々木会長となります。以上、次回からこの席順となりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の報告どおり、議席が決定しましたので任期満了までよろしくお願い申し上げます。なお、会議進行の都合上、議席は次の総会から採用することとし、本日は仮議席のみで会議を継続することをご了承願います。
日程第4「地区委員会委員の指名に関する件」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局長 議案書の4ページをお開き願います。
地区委員会委員の指名に関する件でございますが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第2条の規定で、地区委員会の名称と委員定数が定められており、川西地区委員会10名以内、川東地区委員会10名以内、穂別地区委員会15名以内とされております。さらに、要綱第5条の規定により地区の委員は、総会において、会長が委員の指名をすることとされておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 お諮りします。会長が指名することにご異議はありませんか。

◎ (異議なし)

議長 異議なしと認め、各地区委員の指名を事務局から発表願います。

事務局長 順不同ではありますが、川西地区の委員につきましては、伊藤正人委員、鈴木秀子委員、毛利武委員、中田賢大委員、松並恵一委員、藤井智子委員、渋谷裕二委員の7名となります。

次に、川東地区の委員につきましては、貞廣賢治委員、清野薫委員、林利輝委員、辻勉委員、稲田春一委員、内海久俊委員、清水修一委員の7名といたします。

次に、穂別地区の委員につきましては、藤江政利委員、中澤浩委員、森山幸治委員・藤岡健人委員、田代英孝委員、清瀬利一委員、小岸元気委員、小林朋導委員、土屋祐規委員、石崎健一委員、柴田健志委員の11名といたします。

なお、会長と会長職務代理者については、地区委員として所属はしないものの地区委員会にはオブザーバーとして随時出席することとなりますのでご承知お願います。

議長 続いて、日程第5「地区委員会委員長及び副委員長の互選に関する件」を議題といたします。本件はむかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第7条の規定により、地区委員会において互選するものであり、その互選に係る職務は年長の委員が行うこととされておりますので、よろしく申し上げます。

会議は、しばらく休憩します。各地区互選後再開します。 (16時20分)

－ 休 憩 (地区委員長及び副委員長の互選) －

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (16時30分)

各地区の委員会が互選した地区委員長及び副委員長を報告願います。川西地区の伊藤委員から報告願います。

伊藤委員 川西地区委員会から報告いたします。
委員長には、毛利委員、副委員長には、中田委員を互選いたしました。

議長 次に、川東地区の清野委員から報告願います。

清野委員 川東地区委員会から報告します。
地区委員長は、貞廣委員、副委員長は、林委員を互選いたしました。

議長 次に、穂別地区の藤江委員から報告願います。

藤江委員 穂別区委員会から報告します。
地区委員長は、森山委員、副委員長は、藤岡委員を互選いたしました。

議長 只今、各地区の委員会から報告のあったとおり、各地区の委員長及び副委員長が決まりました。3年間よろしく願いいたします。

それでは、日程第6「特別委員会の設置に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の5ページをお開き願います。
特別委員会の設置に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第4条の規定で、特別委員会は必要がある場合において、総会の議決で置くとされておりますので、よろしく願いいたします。

議長 只今の事務局からの説明のとおり、特別委員会の設置については、総会の議決で置くこととしております。

お諮りします。特別委員会の設置について、決定することにご異議ありませんか。

◎

(異議なし)

議長 異議なしと認め、むかわ町農業委員会に特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第7 特別委員会の委員の定数に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の6ページをお開き願います。

特別委員会の委員の定数に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第4条第2項の規定で、特別委員会の委員の定数は、総会の議決で定めるとされておりますので、よろしく願いいたします。

議長 只今の事務局からの説明のとおり、特別委員会の委員の定数については、総会の議決で定めることとしております。

お諮りします。特別委員会の委員の定数について、どのように定めることがよろしいかお諮りします。

平島委員 特別委員会の委員の定数につきましては、この27名の全体の委員のバランスと全町の農業者の物事を把握しながら進めるという意味で各地区、川西地区から2名、川東地区から2名、穂別地区から2名、中立委員から1名とし、合計7名がいいのではないかと思います。

議長 ただ今、平島委員から、川西地区2名、川東地区2名、穂別地区2名、中立委員1名との提案がございました。このことにつきまして、ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 異議なしと認め、特別委員会の委員は7名とすることに決定いたしました。

日程第8「特別委員会委員の指名に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 特別委員会委員の指名に関する件についてですが、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第5条の規定で、特別委員は会長が総会に諮って指名するとされておりますので、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 只今の事務局からの説明のとおり、特別委員については、会長が総会に諮って指名することとしております。お諮りいたします。特別委員は、会長から指名することに、ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 異議なしと認め、私から特別委員を指名いたします。

まず川西地区、24番・伊藤正人委員、18番・毛利武委員の2名といたします。続いて川東地区16番・林利輝委員、12番・辻勉委員の2名といたします。

議長 穂別地区、21番・中澤浩委員、19番・清瀬利一委員の2名といたします。
続いて、中立委員、14番・鈴木秀子委員の1名といたします。
また、特別委員会には、私と会長職務代理者が、オブザーバーとして随時、出席することとなりますので、ご承知おき願います。
日程第9「特別委員会委員長及び副委員長の互選に関する件」を議題といたします。
本件は、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第7条の規定により、特別委員会において互選するものであり、その互選に関する職務は年長の委員が行うこととされておりますので、よろしく願います。
会議は、しばらく休憩します。 (17時38分)

－ 休 憩 (地区委員長及び副委員長の互選) －

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (17時45分)
特別委員会委員が互選した委員長及び副委員長を報告願います。中澤委員から報告願います。

中澤委員 特別地区委員会から報告いたします。
地区委員長は、伊藤委員、副委員長は、中澤委員を互選いたしました。ご報告申し上げます。

議長 只今、特別委員会から報告のあったとおり、特別委員会の委員長及び副委員長が決まりました。なお、特別委員会は、必要に応じて招集しますので、よろしく願います。
それでは、日程第10「議事録署名委員の指名」ですが、1番・稲田委員と2番・清水委員の両名を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

◎ (異議なし)

議長 それでは、両名に決定いたしました。
日程第11「会期の決定」ですが、本日のこの後の案件は、報告4件、議案5件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

◎ (異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配付しております諸般の報告のとおりですのでご了承願います。
それでは、日程第12 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書8ページになります。
議案に記載のとおり、令和6年6月30日付けで、伊藤貴大前主任が、むかわ町農業

事務局長 委員会職員の併任を解かれております。次に、冒頭ご挨拶申し上げましたが、今年の7月1日付けで、高尾悠貴主事補が、穂別支局農地係主事補を命じられております。

なお、高尾主事補におかれましては、農林水産課農業林務グループとの併任発令となっておりますことをご報告いたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第13 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。7月につきましては、議案書に記載のとおり、7月11日に川東地区委員会を開催しております。川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第14 報告第3号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第3号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書11ページをお開き願います。鶴川地区74名の内、川西地区37名、川東地区37名、穂別地区29名、合計103名の方が経営移譲年金等を受給してございます。経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年6月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいておりますが、全員から提出があり、支給停止事由に該当しておらず、実態を伴った経営移譲であることを確認しました。支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いし、何かあれば相談や情報提供をお願いいたします。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第3号について、質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第15 報告第4号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主 事 補 報告第4号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
議案書13ページをお開き願います。
以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補
足説明があればお願いします。

1 1 番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。
以上です。

議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第16 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し
上げます。
議案書15ページをお開き願います。
1番につきましては、譲受人の要望により売買するものです。以上、事務局と農業委
員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま
す。
16ページから17ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願いま
す。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださ
いますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明

議 長 | をお願いします。

24 番 | 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
 ■■■■■が、■■■■■に売買する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画とな
 っており、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はな
 いものと判断します。以上です。

議 長 | ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 説明に対する質疑はありませんか。

◎ | (異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第 1 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

◎ | (異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。
 続いて、日程第 17 議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第
 1 1 項の規定に基づき要請をする旨の決定に関する件」を議題といたします。なお、本
 案件中、■■■■■が借受予定者となっており、議事参加ができませんが、質問な
 どを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか
 お諮りいたします。ご異議ありませんか。

◎ | (異議なし)

議 長 | 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
 事務局の説明を求めます。

主 査 | 議案第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき
 要請をする旨の決定に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。
 議案書 19 ページからになります。
 本件につきましては、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を
 要請することについて、農業委員会の決定を求めるものです。
 北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借により利用権の設定
 を行うこととなります。
 19 ページから 21 ページに、農用地等の内容、チェックリスト等を添付してありま
 すので、ご確認願います。
 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださ
 いますようお願い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
 説明に対する質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第18 議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主事補 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書23ページから、所有権移転1件です。
先ほど報告第4号でご報告いたしました、あっせんに伴う所有権移転となっております。所有権の移転時期は、令和6年7月24日となっております。
以上、所有権移転1件5筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、24ページに添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第19 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第

議 長 3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、XXXXXXXXXXが被設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書26ページから、利用権設定1件です。
北海道農業公社が農地中間管理権を取得し、被設定人へ賃貸借により利用権の設定を行うのがこの農用地利用集積等促進計画になります。
中間管理権を取得し、認定農業者へ賃貸借するという内容は、先の議案でもお諮りしてきたところですが、これらの農地についての計画案となっております。
この計画案を決定した後の流れを申し上げますと、町から農地中間管理機構へこの計画案を提出し、その後、知事が認可、公告を行い、被設定人に賃貸借されることとなります。道の公告日が制度上の変更日となるため、開始日が令和6年8月30日となっております。終期については、中間管理機構へ利用権を設定した日付となっております。
27ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第20 議案第5号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 議案第5号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書29ページをお開き願います。
1番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。
現地確認結果として、議案書に記載のとおり、宅地化、雑種地化しており、農地とし

